

大臣官房長 殿
各 局 長

大臣官房長
(公印省略)

内部部局に勤務する自衛官の再就職等の届出等に係る細部要領について（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通知する。

記

在職中の届出（申請）の対象及び提出先については以下のとおりとする。

	届出（申請）内容	様式	対象	提出先
1	再就職約束時の届出 (法第65条の11第1項) (政令第87条の23) (省令第65条の11第2項)	省令別記 様式第4	全隊員	速やかに(注)、在職機関の長を 経由して大臣官房長へ1部提出 (注)原則として1週間以内
	変更届出 (省令第65条の11第3項)	省令別記 様式第5		遅滞なく、在職機関の長を 経由して大臣官房長へ1部提出
	失効届出 (省令第65条の11第4項)	省令別記 様式第6		
2	自己求職規制の例外承認申請 (法第65条の3第2項第5号) (政令第87条の9) (共同命令第1条)	共同命令 別記様式 第1	3 佐 以 上 の隊員	在職機関の長を 経由して大臣官房長へ2部（正、副）提出
3	若年定年等隊員であった者から 働きかけを受けた場合の届出 (法第65条の4第10項) (政令第87条の22) (省令第65条の8第1項)	省令別記 様式第3	全隊員	遅滞なく、防衛大臣（再就職 等監視室気付）へ1部提出。
	一般定年等隊員であった者から 働きかけを受けた場合の届出 (法第65条の4第10項) (政令第87条の22) (共同命令第3条)	共同命令 別記様式 第3		遅滞なく、内閣府再就職等監 察官へ1部提出

※上記表中、法とは自衛隊法、政令とは自衛隊法施行令、省令とは自衛隊法施行規則、共同命令とは一般定年等隊員の退職管理に関する命令を指す。